

競技者資格審査委員会規程

第1章 総則

第1条 公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）定款第43条の規定に基づいて設置された、競技者資格審査委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

第2章 審査・所管事項

第2条 委員会は、別に定める競技者資格規定に基づき、規定違反者に対する処分のは是非及び処分内容に関し審議し、その判定結果を理事会に答申する。

第3章 委員

第3条 委員会に、つぎの委員を置く。

委員長 1名 委員 20名以内

2 委員長及び委員は、理事会の議決により、会長が委嘱する。

第4章 任期

第4条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、本連盟理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

第5章 委員会

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長が招集して、その議長となる。

2 委員会の議事は、委員長及び委員の合意により決定する。

3 会長、副会長、専務理事、常務理事及び事務局長は委員会に出席して意見を述べることができる。

4 本規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。

第6章 不服審査会

第6条 委員会に不服審査会を置く。

- 2 不服審査会は、不服の申し立てを審査し、その審査内容を理事会に報告する。
不服申し立てに対する最終決定は理事会が行う。

第7章 規程の改廃

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。